

健発0625第1号
平成22年6月25日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康局長



(印影印刷)

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第83号。以下「改正法」という。)については、平成22年7月17日から施行されるところであり、これに伴い、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第80号。以下「改正省令」という。)が6月25日に公布されたところですが、その内容は下記のとおりです。

なお、改正法の内容及びその解釈上の留意点については、平成22年1月14日付け健発0114第1号により当職から通知しています。

つきましては、貴職におかれては、改正法及び改正省令の趣旨を踏まえ、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

記

1. 6歳未満の者に係る判定に関する事項(第2条第1項、第2項及び第4項関係)

従来、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号。以下「法」という。)に基づく脳死判定(以下「判定」という。)の対象外としてきた6歳未満の者について、判定の対象としたこと。これに伴い、以下の改正を行ったこと。

- (1) 生後12週(在胎週数が40週未満であった者にあつては、出産予定日から起算して12週)未満の者については、判定の対象外としたこと。
- (2) 直腸温が摂氏32度未満(6歳未満の者にあつては、摂氏35度未満)の状態にある者については、判定の対象外としたこと。
- (3) 6歳未満の者にあつては、判定に係る第2回目の検査は、第1回目の検査終了時点から少なくとも24時間を経過した後に行うものとしたこと。

(4) 判定に当たっては、収縮期血圧（単位 水銀柱ミリメートル）が次の①から③に掲げる区分に応じ、当該①から③に定める数値以上であることを確認するものとしたこと。

① 1歳未満の者 65

② 1歳以上13歳未満の者 年齢に2を乗じて得た数値に65を加えて得た数値

③ 13歳以上の者 90

2. 判定に関する記録の記載事項等の改正（第5条第1項及び第2項関係）

(1) 判定を行った医師が作成する記録には、次の事項を記載しなければならないものとしたこと。

① 判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合であり、かつ、判定に従う意思がないことを表示していない場合
ア. その旨

イ. その旨の告知を受けた家族が判定を拒まない旨、並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄、又は家族がないときは、その旨

② 判定を受けた者が臓器を提供する意思がないことを表示していない場合であり、かつ、判定に従う意思がないことを表示していない場合
ア. その旨

イ. 家族が判定を行うことを書面により承諾している旨、並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄

(2) また、当該記録には、次の書面を添付しなければならないものとしたこと。

① 判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合においては、当該書面の写し

② 判定を受けた者が生存中に判定に従う意思を書面により表示していた場合においては、当該書面の写し

③ 2.(1)①に規定する場合に該当する場合であって、判定を受けた者に家族がいるときは、当該家族が判定を拒まない旨を表示した書面

④ 2.(1)②に規定する場合に該当する場合においては、判定を受けた者の家族が判定を行うことを承諾する旨を表示した書面

3. 臓器の摘出に関する記録の記載事項等の改正（第6条第1項及び第2項関係）

(1) 臓器の摘出を行った医師が作成する記録には、次の事項を記載しなければならないものとしたこと。

① 臓器の摘出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合
ア. その旨

イ. その旨の告知を受けた遺族が臓器の摘出を拒まない旨、並びに当該遺族

の住所、氏名及び臓器の摘出を受けた者との続柄、又は遺族がないときは、その旨

② 臓器の摘出を受けた者が臓器を提供する意思がないことを表示していない場合

ア. その旨

イ. 遺族が臓器の摘出について書面により承諾している旨、並びに当該遺族の住所、氏名及び臓器の摘出を受けた者との続柄

(2) また、当該記録には、次の書面を添付しなければならないものとしたこと。

① 臓器の摘出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合においては、当該書面の写し

② 3.(1)①に規定する場合に該当する場合であって、臓器の摘出を受けた者に遺族がいるときは、当該遺族が臓器の摘出を拒まない旨を表示した書面

③ 3.(1)②に規定する場合に該当する場合においては、臓器の摘出を受けた者の遺族が臓器の摘出を承諾する旨を表示した書面

4. 法附則第4条第1項の規定による眼球又は腎臓の摘出に係る規定の削除（附則第3条及び第4条関係）

法附則第4条が削除されたことに伴い、同条の規定による眼球又は腎臓の摘出に係る規定を削除したこと。

5. 施行日

平成22年7月17日